

総務教育常任委員会資料

(平成 22 年 10 月 6 日)

【件名】

- | | |
|--|---|
| 1 「平成 21 年度 教育行政の点検及び評価の概要」について（教育総務課） | 1 |
| 2 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について（家庭・地域教育課） | 3 |
| 3 ロシア アルセーニエフ名称沿海地方国立博物館との交流について（博物館） | 4 |

教育委員会

「平成21年度 教育行政の点検及び評価の概要」について

平成22年10月6日
教 育 総 務 課

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会は、効果的な教育行政の推進と県民への説明責任を果たすため、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、その結果に関する報告書を作成し、議会への報告と公表が義務づけられました。

このたび、平成19年度から3回目となる平成21年度の点検・評価を実施し、別添のとおりまとめました。その概要は以下のとおりです。

2 点検及び評価の実施方法について

(1) 教育委員会の活動に対する自己評価

合議制の執行機関である教育委員会として、①制度創設の「意義」や「特性」を踏まえたか、②長所を生かし、短所を補う活動ができたかを以下の基準に照らして自己評価を行いました。

評 価	「評価の観点」に対する評価基準
◎	「評価の観点」に示された取組みを「十分に行うことができた。」
○	「評価の観点」に示された取組みを「概ね行うことができた。」
△	「評価の観点」に示された取組みを「十分に行うことができなかつた。」
×	「評価の観点」に示された取組みが「ほとんどできなかつた。」

(2) 平成21年度の取組みについての点検・評価

鳥取県教育振興基本計画の6本の柱（施策の方向性）ごとに示された「目指すところ」や「施策目標」に向けて「平成21年度アクションプラン」を定め、取り組みました。

その取組状況を「H21成果と課題」及び「H22対応方針」としてまとめるとともに、各所属による自己評価、教育関係者に対するアンケート調査結果、数値目標に対する実績等をまとめました。

① 「自己評価」欄

各所属による自己評価を、「目指すところ」への到達状況と今年度の成果と課題を踏まえて、以下の判断基準に基づき「A～D」から選択した。

自己評価	判 断 基 準
A	「目指すところ」の目的・目標を達成した。
B	「目指すところ」に向けてほぼ計画（予定）どおり推進している。
C	「目指すところ」に向けて、取組みとしてはやや遅れている（取組みは進めたが、成果が出ていないものも含む）。
D	「目指すところ」に向けて、一層の（新たな）取組みが必要。

② 「関係者評価」欄

「自己評価結果等についての市町村教育委員会、学校長、PTA団体へのアンケート調査」の実施結果を、次の区分により記載するとともに、主な意見等を該当箇所に記載した。

関係者評価	判 断 基 準
a	各団体ごとの回答結果を平均して「大変効果があった」、「ある程度効果があった」という回答が75%以上のもの
b	各団体ごとの回答結果を平均して「大変効果があった」、「ある程度効果があった」という回答が50%以上75%未満のもの
c	各団体ごとの回答結果を平均して「大変効果があった」、「ある程度効果があった」という回答が25%以上50%未満のもの
d	各団体ごとの回答結果を平均して「大変効果があった」、「ある程度効果があった」という回答が25%未満のもの

<回答状況> 市町村教育委員会 16/19団体 小学校 123/139校 中学校 36/60校
高等学校 23/24校 特別支援学校 8/8校 PTA役員 8/17人

③ 「数値目標」欄

数値目標の到達度を中心に、次の評価基準に基づき評価を行った。

評 価	基 準
「順 調」	「数値目標」に到達できたもの
「概ね順調」	「数値目標」に確実に近づいているもの
「やや順調でない」	課題が少なからず有り、「数値目標」への到達がやや順調でない、又は、「数値目標」は到達したが、新たな課題が生じたもの。
「順調でない」	課題が多く、取組みに着手できなかったもの

3 点検及び評価結果の概要

(1) 平成21年度教育委員会の活動に対する自己評価結果

① 【意義】政治的中立性、継続性、安定性の確保

【特性】首長からの独立性、合議制（毎年1～2人の委員の任期到来）

評価の観点	評価	備考
ア) 教育行政に情熱と高い使命感をもってあたった。	○	教育に対しては強い関心を持つとともに、山積している難題の解決へ真摯に取り組んでいる。従って教育行政に使命感をもってあたっている。
イ) 政治的中立性、首長からの独立性を保ち、教育行政を推進した。	○	政治的には偏っていないつもり。首長と対立する事項（政治的中立性を問われるような事例）がなかった。
ウ) 委員会運営は、公正な合議制で行った。	○	「公正な合議制」は常に意識をして取り組んでいるつもりであり、今後もそう努めたい。 また、委員一人一人の意見は尊重されている。

② 【意義】地域住民の意向の反映

【特性】住民による意思決定（レイマン・コントロール）

評価の観点	評価	備考
ア) 学校現場の様々な教育課題や実情を的確に把握し、課題解決に向けて努めた。	○	スクールミーティングだけではなかなか把握しづらい課題もあるのではないかと思う。また、意見を聞くだけでなく施策にどう生かせたかなど、もう少し踏み込んでいく必要があるのではないか。 また、日々変化する学校現場の実情を迅速に的確に把握するため、委員全員が揃って行うものだけでなく、個々の委員が個別に見たり聞いたりするような努力、がもっと必要。
イ) 県民の意思、考え方を尊重し、教育委員として議論を尽くす中で、教育行政の責任を果たすべく努力した。	○	各市町村がどうだではなく、常に県民はどう考えるかを尊重して、取り組んできたつもりである。 なお、県民の意思、考え方の部分を教育委員本人の意思・考え方と捉えれば努力をしたと言えるが、県民がどう考えているかという判断のよりどころが判りづらい気がする。
ウ) 教育行政の実施に当たり、説明責任を果たした。	○	説明責任を個人個人がどうであったかとして評価するのは難しく、教育委員会総体としての説明責任としてとらえて評価を行った。

(2) 平成21年度教育行政の点検及び評価結果

「自己評価結果」と「関係者評価結果」との相關

区分	関係者評価結果				
	(「大変効果があった」、「ある程度効果があった」という回答の割合)				
	a 75%以上	b 50%以上	c 25%以上	d 25%未満	小計
自己評価結果	A 目的・目標を達成	1	1	—	— <i><3.2%></i>
	B ほぼ計画どおり推進	—	25	18	1 <i><73.0%></i>
	C 取組みがやや遅れている	—	1	8	3 <i><19.0%></i>
	D 一層の取組みが必要	—	—	—	3 <i><4.8%></i>
小計		1 <i><1.6%></i>	27 <i><44.3%></i>	26 <i><42.6%></i>	7 <i><11.5%></i> 63

※自己評価の「B」及び「小計」欄は、「教育関係者評価」を行っていない2項目を含む。

ロシア アルセニエフ名称沿海地方国立博物館との交流について

平成22年10月6日
博物館

本年9月に鳥取県立博物館長等がウラジオストクにあるアルセニエフ名称沿海地方国立博物館を訪問し、鳥取県立博物館とアルセニエフ名称沿海地方国立博物館との間で、「友好交流及び協力に関する協定」を締結し、今後、両館相互の博物館交流の発展を図ることとした。

1 協定の目的及び内容

鳥取県立博物館とアルセニエフ名称沿海地方国立博物館の間における博物館交流の発展を図るため、相互協力により次に掲げる交流事業を推進する。

- 図録、研究報告等の館刊行物の交換
- 博物館活動に関する情報交換・調査研究等を目的とする職員の相互訪問
- 共同企画による展覧会等の開催

2 協定書の締結日

平成22年9月12日（両博物館長名で締結）

3 当面の交流事業計画について

平成23年秋頃、鳥取県でロシアの文化等を紹介するイベントを開催したいとの計画が提案された。今後、具体的な事業内容について協議を進めていくこととしている。

【参考】アルセニエフ名称沿海地方国立博物館の概要及び交流の経緯

1 概要

- ・ 1884年に創立の沿海地方で唯一の国立博物館である。
- ・ 名称となっているアルセニエフとは、ロシア極東地域を探検したアルセニエフ・ウラジミールのこと。探検家アルセニエフは、「デルス・ウザーラ」の著者でもあり、同著作は、沿海地方においてロケが行われた黒澤明の映画「デルス・ウザーラ」にもなった。
- ・ 現在、ウラジオストク市内に本館、分館3館の施設を所有。自然、歴史、考古、民族、文化に関する収蔵品が保管されている。年間の入場者は35万人以上。

2 経緯

- H21.9 「ロシア沿海地方における鳥取週間」の際、平井知事とソコロフ・アルセニエフ名称沿海地方国立博物館長が面談。当館とアルセニエフ博物館との交流について協議
- H21.11 アルセニエフ名称沿海地方国立博物館職員等が当館を訪問・交流
〔H22.5 鳥取県とロシア沿海地方との友好交流協定の締結〕
- H22.7 太平洋経済会議の際、ウラジオストクで平井知事とソコロフ・アルセニエフ名称沿海地方国立博物館長が面談。当館とアルセニエフ博物館との友好交流を推進する協定の締結について協議

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成22年10月6日
家庭・地域教育課

県立生涯学習センター空調設備改修工事に係る工事請負契約の一部変更について

工事名	県立生涯学習センター空調設備改修工事
工事場所	鳥取市扇町
契約の相手方	サンユートech研工業株式会社
契約金額	123,900,000円を 129,363,150円(5,463,150円増額) に改める。
工期	平成22年3月31日から 平成22年9月15日まで(変更なし)
契約年月日	平成22年9月13日
摘要	(変更理由) 現地調査の結果、既設配管等にアスベストが含有されている恐れがあり、 アスベストの含有調査及び調査結果により撤去工事の追加実施を行ったため。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、当初埋め殺す計画にし ていた地下オイルタンクを撤去することとしたため。